

都城市立学校共同学校事務室運営協議会設置規定

(趣旨)

第1条 この訓令は、都城市立学校共同学校事務室設置要綱(平成30年度都教委規定告示第 号。(以下「要綱」という。))第7条第1項に規定する共同学校事務室運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協議会は、要綱別表に掲げる共同学校事務室を単位として設置する。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 教育総務課並びに学校教育課課長及び担当職員
- (2) 中心校及び連携校の校長
- (3) 共同学校事務室の室長及び室員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、必要な職員

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、中心校の校長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その円滑な運営を図る。

(事務局)

第5条 協議会の事務局を中心校に置く。

- 2 事務局に事務局長を置き、室長をもって充てる。
- 3 事務局長は会長を補佐し、その円滑な運営に努める。

(会議の開催)

第6条 協議会の会議は会長が招集する。

- 2 会議は、年度初め及び年度末のほか、必要に応じて開催する。

(会議における協議事項)

第7条 会議では、次に掲げる事項について協議し、決定する。

- (1) 共同学校事務室の目的及び運営方針に関すること。
- (2) 共同学校事務室の年間計画の策定及び運営に関すること。
- (3) 共同学校事務室の具体的な業務の内容及び進め方に関すること。
- (4) 当該年度の成果及び課題に関すること。
- (5) 県教育委員会へ提出する年間計画・報告書の内容に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、共同学校事務室の運営に必要な事項

(運営)

第8条 室長は、当該共同学校事務組織において処理する事務とその運営について、協議会において協議し、共同学校事務室年間計画・報告書(別記様式)により会長の承認を受けた上で共同学校事務室の年間計画及び報告書を作成し、年度末に教育

委員会へ提出しなければならない。

(服務)

第9条 校長は、共同学校事務室の年間計画に基づき、当該校の事務職員に共同学校事務室への出張を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、その都度協議会で協議して定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。